

## 兵庫県造林事業実施要領（別紙1）

### 兵庫県造林事業竣工検査内規

#### 第1章 総 則

##### （趣 旨）

第1条 兵庫県造林事業実施要領（以下「要領」という。）第7条に規定する竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほか、この内規の定めるところによる。

##### （検査員）

第2条 検査は、各県民局等の職員が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

##### （検査の対象）

第3条 検査は、申請のあった施行地1箇所ごとに行う。

##### （検査の認定）

第4条 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知する。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

##### （検査調書）

第5条 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を検査調書に記入する。

##### （検査調書等の保存）

第6条 検査調書及びこれらに関する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5箇年間保存する。

#### 第2章 検 査

##### 第1節 共通事項

##### （検査の趣旨）

第7条 検査は、その内容が要領に定める規定に適合していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、森林環境保全整備事業実施要領の運用（以下、「国運用」という。）別表1のキの規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第11条まで及び第16条から第23条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

なお、書類による検査の項目は「書類検査チェックリスト」（別紙1-1）による。

(GIS等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。

- 2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

第9条 申請書に記載された施行地の位置については、森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の状況等により確認する。

- 2 植栽等の施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、植栽木の外周から2mの範囲で地拵えが完了している区域とする。
- 3 森林環境保全整備事業実施要領（以下、「国実施要領」という。）別表1の事業区分1のイ、キ、ク、ケ、コ、事業区分2の(1)のイ、カ、事業区分2の(2)のイ、キ、ク、ケ、事業区分2の(5)のイ、カ、キ、ケに規定された事業内容（以下「森林整備」という。）のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(除地)

第11条 国運用第3の規定に基づき、施行地内の植栽不可能地であって1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

第12条 第8条第2項のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2箇所以上の測点を計測し、

測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される差は3m以内とする。  
また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

(3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第13条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第14条 造林地の森林所有者及び地番の確認を「森林所有者等認定及び取扱基準」(別紙1-2)に準じて行い、特記事項があれば、検査調書に記入する。

(申請書等の確認)

第15条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 国実施要領別表4に係る次の書類等

(イ) 認定された森林経営計画等

(ロ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 国実施要領別表1の事業区分2の(1)、(2)のア～シ及び(4)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 特定間伐等促進計画に基づいて事業を行う場合は、国運用第16の2の(5)の規定に基づく森林経営計画の作成に関する同意書(様式第3-2-5)

エ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

オ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施

業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 国実施要領第8第2項により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し（様式第3-2-5）

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。）。

(5) 国運用第12の(2)に定める現地写真の管理については、「写真管理基準」（別紙1－3）による。

(6) 森林経営計画に基づいて行う施業について、事業期間が当該森林経営計画の期間内に収まっていること。

事業期間：施業に必要な調査<sup>注1</sup>から現場を引き払う日の最後の作業<sup>注2</sup>まで

注1：間伐における選木等

注2：周囲測量や機械器具・車輛等の運搬等

ア 作業日報等事業期間がわかる資料

（現場監督費及び社会保険料等の確認）

第16条 実施要領第10第3号のイの共通仮設費において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

2 同号のイの間接費を加算する施行地においては社会保険等の加入実態状況調査表（様式第3-2-3）に基づき以下を確認する。

(1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入実態状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。

(2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。

## 第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

第17条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵え作業状況については、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 地拵えを刈り払い機により行っている場合は、刈り払い機を使用していることを写真により確認し、植生の区分及び草丈を作業前の写真により確認する。
- (3) 地拵えを一貫作業システムの機械地拵えにより行っている場合は、車両系林業機械を使用していることを写真により確認する。
- (4) 地拵えを片付けのみにより行っている場合は、ha 当たりの人工数を「地拵え(片付けのみ) ha 当たり人工数算出根拠資料」(様式第3-2-9)により確認する。
- (5) 植栽本数については、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)により、施行地の面積が1ha 未満の場合は1箇所以上、1ha 以上の場合は3箇所以上検査する。

ア 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。

植付け(植栽)本数早見表

ha当たり植栽本数

苗間距離 (m)	方 形 植 栽														
	列 間 距 離 (m)														
	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.5	4.0	5.0	6.0
1.0	10,000														
1.2	8,333	6,944													
1.4	7,143	5,952	5,102												
1.6	6,250	5,208	4,464	3,906											
1.8	5,556	4,630	3,968	3,472	3,086										
2.0	5,000	4,167	3,571	3,125	2,778	2,500									
2.2	4,545	3,788	3,247	2,841	2,525	2,273	2,066								
2.4	4,167	3,472	2,976	2,604	2,325	2,083	1,894	1,736							
2.6	3,846	3,205	2,747	2,404	2,137	1,923	1,748	1,603	1,497						
2.8	3,571	2,976	2,551	2,232	1,984	1,786	1,624	1,488	1,374	1,276					
3.0	3,333	2,778	2,381	2,083	1,852	1,667	1,515	1,389	1,282	1,190	1,111				
3.5	2,857	2,381	2,041	1,821	1,587	1,429	1,299	1,190	1,090	1,020	952	816			
4.0	2,500	2,083	1,786	1,563	1,389	1,250	1,136	1,042	962	893	833	714	625		
5.0	2,000	1,667	1,429	1,250	1,111	1,000	909	833	769	714	667	571	500	400	
6.0	1,667	1,389	1,191	1,042	929	833	758	694	641	595	556	476	417	333	278

注) 苗間距離及び列間距離は水平距離。

イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

- (6) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数/植栽本数により算出する。
- (7) 枯損率が 20%未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。

- (8) 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (9) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を確認する。ただし、広葉樹を植栽する場合にあっては、郷土広葉樹苗木を使用していることを確認する。なお、苗木以外の資材については購買伝票等により規格及び数量を確認する。
- (10) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (11) 補植については、「補植根拠資料」（様式第3-2-10）により当初の植栽年度、補植前の枯損率、補植本数が枯損苗木本数以下であることを確認する。
- (12) 1 ha当たり2,000本以下の人工造林を行った施行地で査定係数180を適用する施行地については、この施行地が「特に植栽を促進すべき区域（特に効率的な施業が可能な森林の区域）」又は「特定植栽促進区域」に含まれていることを、市町村森林整備計画又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）に基づく基本方針により確認する。

（下刈りの検査）

第 18 条 下刈りについては、次により確認する。

- (1) 下刈り作業状況については、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。
- (2) 下刈り回数については、施業履歴等により確認し、令和 4 年度以降の植栽地において行う 4 回目以降の下刈りについては、下刈り実施の必要性を証するに足る書類（様式第 3-2-11）を添付させ、下刈りの必要性を確認する。
- (3) 3 回目までの下刈りを行った施行地で査定係数 180 を適用する施行地については、植栽年度及び植栽密度を確認するとともに、この施行地が「特に植栽を促進すべき区域（特に効率的な施業が可能な森林の区域）」又は「特定植栽促進区域」に含まれていることを、市町村森林整備計画又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）に基づく基本方針により確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

第 19 条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

(除・間伐等の検査)

第 20 条 除伐、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積が 1ha 未満の場合は 1 箇所以上、1 ha 以上の場合は 3 箇所以上検査する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

3 間伐等における伐採木の搬出材積については、搬出材積集計表（様式第 3-2-13）に基づき、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

4 12 齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分以外の林分において行う間伐については、施業体系における本数密度を 5 割上回っていること又は立木の収量比数が 100 分の 95 以上であることを「本数密度・収量比数確認表」（様式第 3-2-14）により確認する。

(保育間伐の検査)

第 21 条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表（様式第 3-2-12）に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18 cm 未満であることを確認する。

(獣害防止施設等整備の検査)

第 22 条 獣害防止施設等整備については、次により確認する。

(1) 獣害防護柵（立木利用柵を含む）については、次の点により県で定める標準設計仕様以上の効果が発揮できることを確認するものとする。なお、立木利用柵で支柱を設置した場合は、設置支柱の箇所及び本数を記した図面を添付させ、アの測線は支柱が設置されている測線とする。また、支柱のタイプ（通常／耐雪）については購買伝票等による確認も可とする。

ア 2 箇所以上の測線延長（2 箇所以上測線がとれない場合は、1 箇所の測線延長）

イ アの測線においてネットの高さ、網目、ネットのタイプ（スカートネットなし／外付けスカートネットあり／L型防護ネット）、支柱（利用立木）間隔、支柱のタイプ（支柱設置の場合のみ）、設置支柱本数（立木利用柵で支柱設置の場合のみ）、アンカー間隔

(2) 既設獣害防護柵の支柱の補修については、補修支柱の箇所及び本数を記した図面を添付させ、次の点を確認するものとする。なお、支柱のタイプ（通常／耐雪）については購買伝票等による確認も可とする。

ア 施行地が、市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域に含まれていること

イ 2 箇所以上の補修箇所の測線において支柱のタイプ、補修支柱本数（2 箇所以上測線がとれない場合は、1 箇所の測線）

(3) 単木防除については、資材タイプ（硬質筒状(チューブ)／軟質網状(ネ

ット))、本体長、支柱本数(資材タイプが硬質筒状(チューブ)の場合に確認)を確認する。

(森林作業道の検査)

第23条 森林作業道については、兵庫県森林作業道作設指針(平成23年6月1日付け林第1304号)に規定する必要な項目を確認する。

2 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

3 延長の検査は、延長100m以内に1箇所以上の測線につき実測により行う。

(林齢の検査)

第24条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

(その他の検査)

第25条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

### 第3節 現地での確認

(現地確認の手法)

第26条 第7条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、信頼性を確保するため、無作為抽出の方法は「無作為抽出にかかる留意事項」(別紙1-4)に定める手順によるとともに、抽出に当たっては林務部局以外の職員等が行う。

(1) 国実施要領別表1の事業区分1のキに定める除伐(不用木の除去を除く)、クに定める保育間伐、ケに定める間伐及びコに定める更新伐(以下「間伐等」という。)の施行地であって、国実施要領別表1の事業区分1の事業規模に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

1申請に係る 申請単位数	1	2~4	5~8	9~12	13~16	17~20	21以上
抽出申請 単位数	1	2	3	4	5	6	4申請単位 毎に1追加

(2) (1)以外の施行地であって1施行地面積が1ha未滿のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地にて実施する。

2 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」と記入し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSSデータが記録された

検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検測した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

3 現地確認において疑義が認められた場合は、前1項を適用しない。

(現地確認の体制)

第27条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名での体制により実施できる。

(立会)

第28条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写真)

第29条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

### 第3章 補助金査定

(補助金の査定)

第30条 補助金額については、次により査定するものとする。

#### (1) 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日づけ22林整整第857号林野庁整備課長通知）による間接費率を乗じ求めた額とする。

なお、森林作業道については、直接費に共通仮設費率と間接費率を乗じ求めた額とする。

#### (2) 補助金額

補助金額は次の式により算出する。

なお、以下のア)及びイ)について、市町が請負に付して実行した場合は、次の式により求めた額と実行経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額とする。

##### ア) 森林整備事業

標準単価 × (1 + 間接費率) × 事業量 × 消費税 × 査定係数 / 100 = 査定事業費とし、補助率を乗じて求めた額を補助金額とする。

なお、査定事業費を求めた段階で千円未満を切り捨てとする。

イ) 森林作業道

(直接費L1(標準単価に土工延長を乗じたもの) + 直接費L2(簡易な構造物が必要な場合(延長1m当たり土工と同程度の単価の範囲内)) × (1 + 共通仮設費率) × (1 + 間接費率) × 消費税 × 査定係数/100 = 査定事業費とし、補助率を乗じて求めた額を補助金額とする。

なお、地形や地質、土質の条件から上記が適用できない部分については、L3(森林整備保全事業設計積算要領に基づく積算) × (1 + 共通仮設費率) × (1 + 間接費率) × 消費税により加算額を算出できるが、あらかじめ事業実施前に設計図書等を作成の上、農林(水産)振興事務所(以下、農林)に必要性を含めて事前協議を行うこととする。(別紙1-5)参照)

また、直接費計及び共通仮設費率、間接費率、査定係数を乗じた段階ごとにおいて、千円未満を切り捨てとする。

森林作業道の査定については、森林作業道申請延長査定シート(別紙1-様式第1-1号)により延長を決定し、査定延長を用いて作業道工事明細表(査定)(別紙1-様式第1-2号)により求めた額を補助金額とする。

ウ) 森林空間総合整備事業

実行経費に交付率を乗じて求めた額を補助金額とする。

(申請単位が複数農林にまたがる場合の取扱い)

第31条 国実施要領別表1の事業区分1の事業規模の要件について、間伐等の申請単位が複数農林にまたがる場合は、事業地を所管する各農林へ申請要件への適合を説明する資料(該当農林以外への申請書の写しを含む)を添付のうえ、補助金の交付申請を行う。

2 申請書を受理した農林は、現地検査及び書類検査を行った後、相互に検査結果を通知(別紙1-様式第2号)するとともに、関係農林の検査結果を確認のうえ査定を行う。

## 書類検査チェックリスト

書類等名	摘要	添付	検査のみ	対象事業		
				直接支援事業	特定森林再生事業	間伐・更新伐
申請内訳表	施行地地番、事業主体、森林所有者、面積、事業内容、施業者、雇用の有無等	★		○	○	○
施業箇所位置図	1/5万の地形図等に施行地の位置と申請番号を記載	★		○	○	○
施業図	計画図(縮尺1/5千、施行地の区域を記載)、実測図(任意縮尺、測点の内一点のGPS座標を明記)	★		○	○	○
搬出材積集計表	別記様式1のとおり	★			○	
証拠書類	市場入荷伝票等		★		○	
社会保険等加入状況調査表 【社会保険等の加入実態状況調査表】		★		○	○	○
証拠書類	各種社会保険料領収書等		★	○	○	○
実行経費内訳書	市町請負、森林作業道(標準断面適用外箇所のみ)のみ	★		○	○	○
請負契約書(写)	市町が請負に付した場合のみ	★		○	○	○
森林作業道整備線形図 【森林作業道工事明細表】	1/5千の計画図等に線形、延長を記載	★		○		○
森林作業道台帳(写)	兵庫県作業道作設指針 様式2	★		○		○
森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料		★		○		○
森林作業道チェックリスト		★		○		○
複数年実施にかかる認定書(写)		★			○	
森林経営計画の作成に関する同意書	※林班内に森林経営計画が作成されていない場合は、「森林経営委託契約書(写)」を添付	★		○	○	
伐採及び伐採後の造林に関する届出書等(写)		★		○		○
伐採及び伐採後の造林に関する届出書等			★		○	○
施業面積・搬出材積一覧表		★			○	
施業箇所位置図		★			○	
森林所有者等との協定書(写)		★				○
施業実施協定書(写)		★		○	○	○
団体規約(写)			★	○	○	○
受委託契約書(写)		★		○	○	○
分収林契約書(写)			★	○	○	○
協定書・同意書等(写)	事業主体の権原がわかる書類	★		○	○	○
平均胸高直径調査表	別記様式2のとおり	★		○		○
測量野帳		★		○	○	○
写真	別記「写真管理基準」とおり	★		○	○	○
森林経営計画書			★	○	○	△
事業期間がわかる資料	作業日報等		★	○	○	△
地拵え(片付けのみ)ha当たり人工数算出根拠資料		★		○		○
苗木受払簿		★		○		○
補植根拠資料	補植のみ	★		○		○
下刈り必要性認証資料	令和4年度以降の植栽地において行う4回目以降の下刈りのみ	★		○		○
本数密度・収量比数確認表	12齢級以下の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分以外の林分において行う間伐のみ	★			○	
支柱本数確認資料	立木利用柵の支柱設置、既設獣害防護柵の支柱補修の場合のみ	★		○		○
鳥獣対策連絡調整結果報告書		★				○
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート		★		○	○	○
環境負荷低減チェックシート		★		○	○	○

森林所有者等認定及び取扱基準

1 森林組合又は森林所有者は、申請者及び申請地番については、森林経営計画等、不動産登記簿若しくは土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む。）のいずれか（以下「台帳等」という。）により確認し、台帳等に記載の氏名（以下「記載者」という。）及び地番で申請することを原則とする。

この場合の確認とは閲覧で足りるものとし、特記事項があれば申請書の余白に記しておくこと。

2 台帳等の記載と森林所有者が一致しないこと等が明らかなきは、次の例にとおり扱う。

	事 例	申請書等の記載	添付証拠書類
個人 有 林	① 記載者が成年に達していないとき	記載者氏名+親権者続柄 親 権 者 氏 名	不 要
	② 記載者が既に死亡しているとき	記載者氏名（死亡）+続柄 現実の造林者（納税者） 氏名	(ア 相続人が1人のとき) 不 要 (イ 相続人が親子、夫婦、 兄弟等複数人のときは次の いずれかの書類) i 当該造林地の固定資 産税を納税した証拠 ii 木竹を所有し育成す る権限を認める旨の他 の相続人の同意書

個人 所有 林	<p>③申請した後、補助金交付前に申請者が死亡したとき</p> <p>④記載者が外国その他遠方に居住しているとき</p> <p>⑤林地の所有権又は地上権等の使用収益権を譲渡し又は売買し、台帳等の記載者氏名を変更していないとき</p>	<p>申請者氏名（死亡）＋続柄 現在の受領者氏名</p> <p>記載者氏名＋代理人（続柄） 現在の造林者又は「山守」の氏名</p> <p>現在の造林者氏名</p>	<p>②の扱いに準ずる。</p> <p>②のイの扱いに準ずる。</p> <p>売買契約書等の写。ないときは造林者に権限がある旨の両当事者の念書</p>
社 寺 林	<p>⑥記載者が「xx寺」「xx社」となっているとき</p>	<p>(ア 原則) xx寺(社) 代表役員(氏名)</p> <p>(イ 宗教法人として登記していない等経営の実質によっては入会林野を参考に行なう)</p>	<p>不 要</p>
共 有 林	<p>⑦共有林を共同利用しているとき</p> <p>⑧共有林を分割利用しているとき</p>	<p>xx造林組合(例) 代表 代表者の氏名</p> <p>当該利用者の氏名</p>	<p>(ア登記しているとき) 不 要 (イ口約束等登記していないとき) 代表であることを証する 書面 造林を認める旨の共有林代表者の証明</p>

入 会 林	⑨入会林野を共同利用 (直轄利用) している とき	××部落(例) 代表 入会権者の代表者の氏名	不 要
	⑩入会林野を分割利用し ているとき	当該利用者の氏名	造林を認める旨の入会権者の 代表者及び役員(区長及び組 長等)の証明
旧 慣 使 用 林	⑪旧慣使用林野を共同利 用しているとき	××会(例) 代表 旧慣使用権者の代表者の 氏名	旧慣使用林野であることにつ いての市町村長の証明
	⑫旧慣使用林野を分割利 用しているとき	当該利用者の氏名	旧慣使用林野であること及び 分割利用者であることについ ての市町村長の証明
地 上 権 等	⑬上記以外の地上権者、 賃借権者等の使用収益 権者(分収造林契約に おける造林者及び費用 負担者を含む。)のと き	当該有権者(複数であると きはその代表者)の氏名	当該権利証書又は契約書等の 写し
上記以外のもの			不動産登記簿謄本等

3 施業図の「造林地」欄に記入する造林地の地番については、該当する地番はすべて記入する。交付申請書の造林内訳表の「造林地」欄は「〇〇番地外〇筆」の表記で足りるものとする。無番地は「無番地」と記入する。

写真管理基準

作業種		撮影対象		時期	必要枚数	留意事項
造林・ 保育	地拵え	刈り払い機	作業状況	作業前・後	1 施行地が1ha未満は1枚以上、 1ha以上は3枚以上	標準的な作業箇所とすること
			刈り払い機使用状況	作業中	施行地ごと1枚以上	現場で刈り払い機を使用していることが分かるように撮る
			占有植生（植生の区分及び草丈）	作業前	施行地ごと1枚以上	植生の区分及び草丈の寸法が確認できるように撮る
		一貫作業システム	作業状況	作業前・後	1 施行地が1ha未満は1枚以上、 1ha以上は3枚以上	標準的な作業箇所とすること
			車両系林業機械使用状況	作業中	施行地ごと1枚以上	現場で車両系林業機械を使用していることが分かるように撮る
			片付けのみ	作業前・後	1 施行地が1ha未満は1枚以上、 1ha以上は3枚以上	標準的な作業箇所とすること
	下刈	作業状況・植栽木の競合状況	作業前・後	全体を確認できる場合は1枚、 困難な場合は数枚に分ける	作業状況、占有植生、植栽木の競合状況が確認できるように撮る	
	植栽、補植、雪起こし、 倒木起こし、枝打、除伐、 保育間伐、間伐、更新伐	作業状況	作業前・後	1 施行地が1ha未満は1枚以上、 1ha以上は3枚以上	標準的な作業箇所とすること	
	選木	作業状況	作業前・後	1 施行地が1ha未満は1枚以上、 1ha以上は3枚以上	伐倒対象木のマーキング状況が確認できるように撮る	
	保育間伐、更新伐 (気象害等の被害地の場合)	被害状況	作業前	1 施行地が1ha未満は1枚以上、 1ha以上は3枚以上	作業状況写真とは別に撮る	
	間伐、更新伐、花粉発生源対策 促進事業（搬出を伴う場合）	搬出状況・搬出方法	本数	作業中	施行地ごと1枚以上	車両系、架線系が確認できるように撮る
			寸法			
造材機械使用状況（単価区分で小型機械（0.28㎡）、チェーンソー造材を適用する場合のみ）		作業中	施行地ごと1枚以上	機械の規格が分かるように撮る		
搬出木 (現地検寸等で市場等の売票 が無い場合)	本数	集積後	はい積みごと1枚以上	はい積みごと搬出木3本以上	集積した本数が確認できるように撮る 検寸野帳と本数が合致すること	
		寸法			長さ、末口径にテープをあて、寸法が確認できるように撮る 検寸野帳で撮影した搬出木が確認出来ること	
獣害防 止施設 等整備	獣害防護柵・立木利用柵	作業状況	作業前	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること	
			作業後	施行地ごと1枚以上	支柱（利用立木）にポールを立て、ネット高が確認できるように撮る 支柱（利用立木）間にテープを張り、支柱（利用立木）間隔、アンカー間隔が確認できるように撮る	
	既設獣害防護柵の支柱補修	作業状況	作業前・後	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること 既設の支柱が再利用不可であることが確認できるように撮る	
	単木防除	作業状況	作業前	施行地ごと1枚以上	標準的な作業箇所とすること	
作業後			施行地ごと1枚以上	資材タイプ、支柱本数（資材タイプが硬質筒状（チューブ）の場合）が確認できるように撮る		
森林 作業道	路線測量	測量実施状況	全工程	測量中	1 路線が100m未満は1枚以上、 100m以上は3枚以上	測点（測量起点必須）にポールを立て、ポケットコンパス等での計測状況を撮る
	森林作業道整備	作業状況	全工程	作業前・中・後	1 路線が100m未満は1枚以上、 100m以上は3枚以上	100m未満の路線は「起点」、100m以上の路線は「起点・中間点・終点」相当箇所を撮る このほか、完成後確認できない部分（段切り、締固めの状況等）を確認できるように撮る
						幅員
		簡易構造物	全工程	作業前	箇所ごと1枚以上	簡易構造物設置箇所の作業前状況を撮る
						材料（製品）
			路盤厚	作業中	路盤ごと1枚以上	路盤厚（10cm）が確認できるようコンベックス等を使用し撮る
						中詰材
			その他工程	作業中	箇所ごと1枚以上	完成後確認できない部分（寸法、規格等）を確認できるように撮る
	全工程	作業後	箇所ごと1枚以上	構造が確認できるように撮る		
森林作業道整備【復旧】 (気象害等の被害地の場合)	被害状況	作業前	箇所ごと1枚以上	作業状況写真とは別に撮る		

※1 写真は、原則として撮影箇所のGPS座標が確認出来るものとする。

※2 写真には、「場所」、「日付」、「作業種」、「撮影対象」を記載した黒板等を映し込んで管理すること

※3 「衛生伐」については、県で定める「森林病害虫等防除事業実施要領」の「別紙5 森林病害虫等防除事業写真撮影箇所一覧表」の以下の工種に準じること  
「衛生伐A」→「伐倒駆除等」、「衛生伐B」→「景観伐倒」、「衛生伐C」→「特別伐倒駆除」

## 無作為抽出にかかる留意事項

兵庫県造林事業竣工検査内規第 26 条の 1 に定める現地検査を行う際の無作為抽出は別途定める造林検査抽出乱数表 (以下「乱数表」という。) を用いて以下の手順により行うものとする。

なお、乱数表は毎年度林務課において更新する。

### 【無作為抽出手順】

- 1 抽出検査に使用する乱数表は、事務所副所長 (以下「副所長」という。) が別紙 1 - 4 様式第 1 号により指定する。  
ただし、一度使用した乱数表は、使用しないものとする。  
なお、乱数表の指定は、市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に行うものとする。
- 2 1 申請に係る申請単位が複数ある場合 (国運用第 13 の 4) は、乱数表を使用して抽出する申請単位を決定する。  
ただし、事業主体が異なる申請単位が含まれる場合は、事業主体毎に抽出する申請単位を決定する。
- 3 現地検査を省略することが出来る施行地を市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に申請番号順に任意の連続する番号を附す。
- 4 3 で任意の連続する番号を附された施行地のうち、1 / 1 0 以上を検査対象とする。  
ただし、1 申請に係る申請単位が複数ある場合 (国運用第 13 の 4) は、無作為抽出された申請単位において、1 申請に係る総施行地数の 1 / 1 0 以上を検査対象とする。
- 5 乱数表を使用し、調査箇所を決定する。  
なお、副所長が指定した乱数表を用いて抽出した調査箇所が、検査対象件数に満たない場合は、再度、副所長が乱数表を指定する。

(別紙1-4 様式第1号)

## 造林事業抽出検査に係る乱数表の指定について

農林（水産）振興事務所 副所長  
氏名

「無作為抽出にかかる留意事項（兵庫県造林事業竣工検査内規第26条の1関係）」の1に規定する造林検査抽出乱数表は下記のとおり決定する。

### 記

1 乱数表を使用する事業等

市町名：  
事業主体名：  
事業名：  
作業種：

2 使用する乱数表番号

No.

## 乱数表を用いた抽出法

### 【手順例】

- 抽出検査に使用する乱数表は、副所長が指定する。  
 なお、乱数表の指定は、市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に行うものとする。

例) 乱数表 (No.1～No.200) のうち任意のものを副所長が指定。

A市、A森林組合、森林環境保全直接支援事業、間伐 : 乱数表No.63を使用

A市、A森林組合、森林環境保全直接支援事業、更新伐 : 乱数表No.29を使用

A市、B森林組合、環境林整備事業、間伐 : 乱数表No.123を使用

※事業名の「森林環境保全直接支援事業」は県事業名の「公的森林整備推進事業」「流域育成林整備事業」を含み、「特定森林再生事業」は県事業名の「森林緊急造成事業」「保全松林緊急保護整備事業」「被害森林整備事業」を含む。

※作業種の「枝玉片」「定性・列状」「車両系・架線系」等は区別しない。

- 1申請に係る申請単位が複数ある場合(国運用第13の4)は、乱数表を用いて検査対象となる申請単位を決定する。

ただし、事業主体が異なる申請単位が含まれる場合は、事業主体毎に検査対象となる申請単位を決定する。

検査対象となる申請単位を決定するために用いる乱数表は、手順1で指定した乱数表の内、適用される施行地が最も多い乱数表を採用する。乱数表の壱Aから順に乱数表に記載されている番号の下1桁を確認し、申請単位に附された番号と一致する番号が出現した場合、その申請単位を検査対象とする。

検査対象となる申請単位は、兵庫県造林事業竣工検査内規第26条第1項(1)のAに基づく単位数を満たすまで同じ手順を行い決定する。

なお、1申請に係る申請単位が10単位以上の場合は乱数表に記載されている番号の下2桁を使用する。

例) 1申請に係る申請単位が3単位の場合 : 抽出する検査対象単位は2単位  
 申請単位毎に1～3の番号を附す。

造林検査抽出乱数表(No.111)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
壱	85	132	114	100	174	12	191	129	175	108
弐	187	103	123	190	111	73	149	53	135	183
参	124	105	2	196	5	1	136	100	101	47
四	51	114	141	74	190	198	163	80	89	97
五	138	163	45	104	2	12	53	104	2	161
六	36	87	20	75	191	136	196	61	16	115
七	35	16	104	188	45	75	37	141	112	109

壱A-壱J-弐A-弐J...  
 の順で使用

上記のとおり、現地確認は「1, 2」の番号が附された申請単位で行う。

3 現地検査を省略することが出来る施行地を市町毎、事業主体毎、事業名毎、作業種毎に申請番号順に任意の連続する番号を附す。

4 3で番号を附された施行地のうち、1/10以上を抽出する。

ただし、1申請に係る申請単位が複数ある場合は、検査対象となった申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上を抽出する。

例) 検査が省略できる件数：108件

抽出する検査対象件数：108件×0.1=10.8 (小数点以下切り上げ)  
=11件以上の現地確認が必要

5 乱数表を用いて現地確認する施行地を抽出する。

乱数表の表Aから順に記載されている番号を確認し、施行地に附された番号と一致する番号が出現した場合、その箇所を現地確認の対象とする。

抽出した番号が上記4で決定した検査箇所件数を満たすまで、同じ手順を行う。

なお、抽出に用いる乱数表が複数ある場合、抽出する本手順を同時に行い、上記4で決定した検査箇所件数を満たすこととする。

例) 調査対象件数が108件ある場合、108以下の数字が出現した場合、その番号を抽出する。

造林検査抽出乱数表(No.111)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
壹	85	132	114	100	174	12	191	129	175	108
貳	187	103	123	190	111	73	149	53	135	183
参	124	105	2	196	5	1	136	100	101	47
肆	51	114	141	74	190	198	163	80	89	97
伍	138	163	45	104	2	12	53	104	2	161
六	36	87	20	75	191	136	196	61	16	115
七	35	16	104	188	45	75	37	141	112	109

表A→表J→表A→表J・・・  
の順で使用

上記のとおり、現地確認箇所は「85, 100, 12, 108, 103, 73, 53, 105, 2, 5, 1」の番号が附された計11箇所の施行地で行う。

○ 補助金額の算出 (運用第16の3関係)

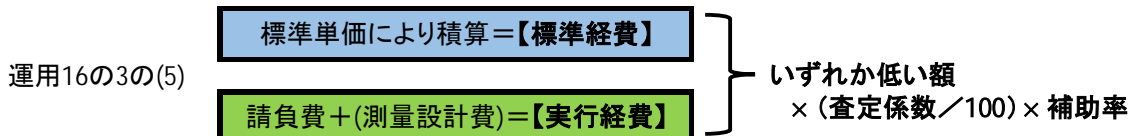
(1) 都道府県が行う事業

運用16の3の(4) **【実行経費】** × (査定係数/100) × 補助率

- ・実行経費の内容は、標準単価設定通知及び標準工程表に準じるものとする。(運用16の3の(7)関係)
- ・森林整備保全事業設計積算要領に準じることができる。(同上)

(2) 市町村が請負に付して実行した事業

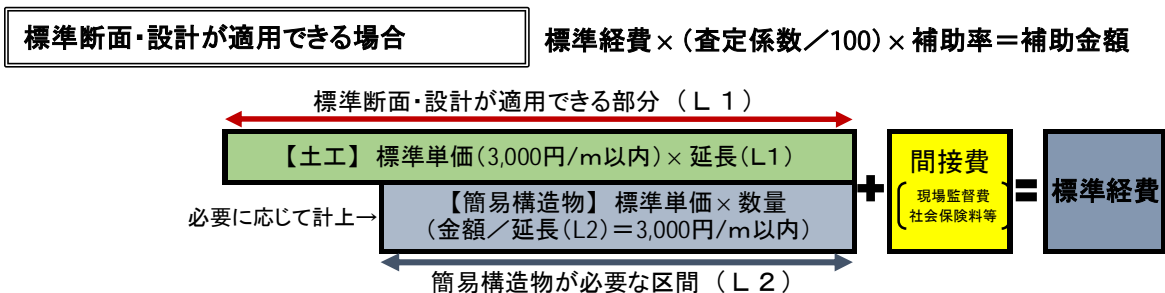
(森林作業道整備のうち運用16の3の(6)により補助金額の算出を行うものを除く)



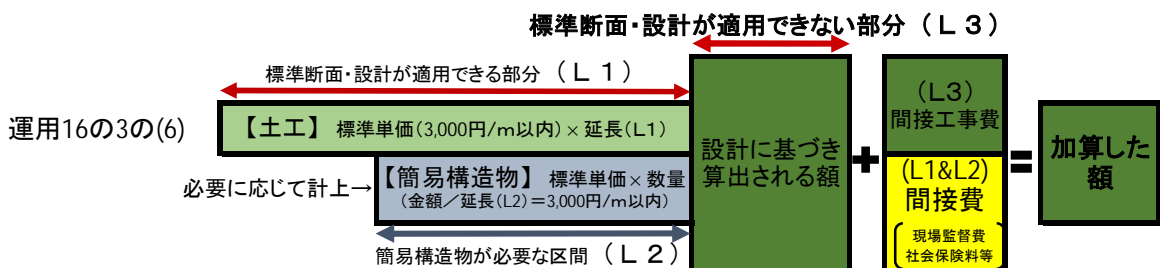
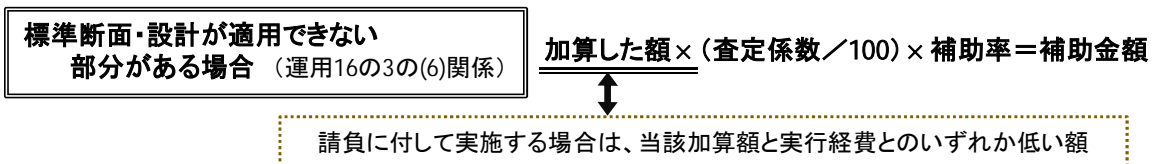
- ・実行経費の内容は、標準単価設定通知及び標準工程表に準じるものとする。(運用16の3の(7)関係)

(3) 森林作業道整備

(都道府県が行う事業を除く)

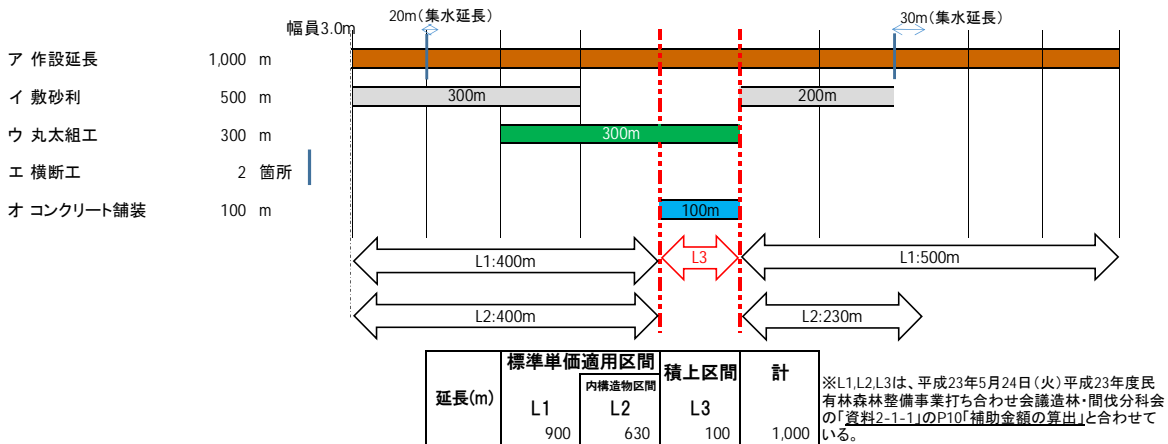


- L1区間 → ・土工については、延長1m当たり3,000円以内で傾斜や土質に応じていくつかの標準断面を設定し、これらに基づき標準単価を設定(標準単価設定等通知第2-6-(1)関係)
- L2区間 → ・土工以外で簡易な構造物が必要な場合は、当該部分に限り、延長1m当たり3,000円以内で、標準設計により標準単価を設定(標準単価設定等通知第2-6-(2)関係)



- L3区間 → ・地形や地質、土質の条件から、標準断面及び標準設計が適用できない部分については、森林整備保全事業設計積算要領に基づき設計(標準単価設定等通知第2-6-(3)関係)

## ○森林作業道の単価設定等の考え方 (標準単価のみでは対応できない場合(L3)は、極めて限定的なパターン)



### ①標準単価(L1,L2)

・土工(標準断面による設定、通知6の(1))  
※1メートル当たり3,000円以内

a 土工費	2,000 円/m	平均25°	延長(m)	事業費	事業費	事業費計
			1,000	1,800,000	200,000	2,000,000
小計 I				1,800,000	200,000	2,000,000

・簡易な構造物(標準設計による設定、通知6の(2))  
※当該部分に限り、1メートル当たり3,000円以内

b 敷砂利	700 円/m	再生砂利	延長(m)	事業費	事業費	事業費計
			500	350,000	0	350,000
c 丸太組工	2,500 円/m	2段組	300	500,000	250,000	750,000
d 横断工	6,000 円/箇所		50	12,000	0	12,000
小計 II				862,000	250,000	1,112,000

※横断工の場合、1箇所当たりの設置経費を集水延長で除した単価が3,000円/m以内となる必要がある。  
今回は、県の設定した単価を、使用する資材の1m当たり2,000円と仮定し、1箇所に3mの資材を使用するとして、6,000円/箇所の単価としている。  
この場合、集水延長が20mと30mなので、路線延長当たり3,000円/m以内となるので標準設計と出来る。

実延長 630 (L2)  
標準設計区間の単価 1,368 → この単価が3,000円/m以内となる必要がある  
※土工以外の事業費862,000÷実延長630(L2)=1,368

### ②森林整備保全事業設計積算要領に基づく積算(L3)

・構造物(標準断面及び標準設計が適用できないもの、通知6の(3))

e コンクリート舗装	15,000 円/m	延長(m)	事業費	事業費	事業費計
		100	0	1,500,000	1,500,000
小計 III				0 <td>1,500,000</td>	1,500,000
合計 (小計 I+II+III)			2,662,000	1,950,000	4,612,000

### ○正しい考え方

#### 補助対象経費の算出

	経費(円)	間接費
A: 標準単価部分	2,662,000	0~31%
B: 積上部分	1,950,000	積上での間接工事費(Aの率(0~31%)を使用してもよい)

※都道府県が実行する場合:「実行経費」(A+B又は森林整備保全事業設計積算要領)

※都道府県以外が直接実行する場合:「A+B」

※都道府県以外が請負で実行する場合:「A+B」と「実行経費」のいずれか低い額

※L3区間については、設計積算要領に基づく設計図書・積算書をあらかじめ事業実施前に作成し、標準設計が適用できないことの可否も含めて、都道府県の設計審査を受ける必要がある。  
更に、事業実行後に測量を行い、必要に応じて積算書を変更して、積算を確定する。

### ×間違った考え方

#### 単純な経費の計算による単価の考え方

土工費	ア × a =	2,000,000 円
敷砂利	イ × b =	350,000 円
丸太組工	ウ × c =	750,000 円
横断工	エ × d =	12,000 円
コンクリート	オ × e =	1,500,000 円
計		4,612,000 円

構造物分の経費合計 2,612,000 円 ÷ 構造物を設置した区間の延長 730 m (L2+L3)

単純平均 3,578 円/m

※この単価には、②の標準設計が適用できない区間の経費も含まれており、仮に3,000円/m以内となっている場合でも、この計算は適用できない。  
積上部分は別に積算しないといけない。

森林作業道 申請延長査定シート

申請日 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

施業地 \_\_\_\_\_

新設(アクセス道)

既設(施行地と面で接する)

...手入力

図面 番号	路線名	路線 番号	施業位置			幅員 (m)	作業道延長(m)				路網密度 対象延長(m)	施行地 面積(ha)	作業路網 密度(m/ha)	申請延長 (m)	査定延長 (m)	摘要
			市町名	大字	字		新設	新設	既設	合計						
							(アクセス道)	(施行地内)	(施行地内)							
			a	b	c	e=b+c		f	g=e/f		=a+b	=IF(g<=210,d-c,f*210+a-c)				
										0	0			0.0	0	
										0	0			0.0	0	
										0	0			0.0	0	
										0	0			0.0	0	
										0	0			0.0	0	
										0	0			0.0	0	
										0	0			0.0	0	
										0	0			0.0	0	
計							0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	

森林作業道 工事明細表 (査定)

施行地  
幅員 m 延長 m  
申請者 住所  
氏名

第1 工事明細表

区 分	数量	単位	単価	金額	備考
土工(切土、盛土)		m			
小計(直接費A)					
小計(直接費B)					
小計(直接費C)					
直接費合計 ①					A+B+C=( )
共通仮設費(10.7%) ②	10.7%				① * 10.7%=( )
小 計 ③					③=①+②
現場管理費					
法定福利費					
間接費 ④					④=③ * 間接比率 =( )
小計(工事価格) ⑤					⑤=③+④
消費税相当額 ⑥	10%				⑥=⑤ * 10%
計(本工事費) ⑦					⑦=⑤+⑥
				実行経費	

査定留意

1. 直接費合計で千円未満を切り捨てる。
2. 共通仮設費率を乗じた値を千円未満切り捨てる。
3. 間接費(現場管理費率+法定福利費率)を乗じた値を千円未満切り捨てる。
4. 査定事業費を算出した段階で、千円未満切り捨てる。
5. 消費税相当額は、市町、公社が事業主体となり請負により実施する場合及び総額損益経理の森林組合等が受託で実施した場合で、かつ最終受益者が課税事業者でない場合のみ計上。
6. 市町が請負に付した場合は、実行経費を実行経費欄にその金額を記載するとともに、標準経費(⑦)と比較し低い金額を補助金額とする。

査定	補助対象事業費	査定係数	補助率	補助金額	備 考

事務連絡  
年 月 日

農林（水産）振興事務所長 様

農林（水産）振興事務所長

造林事業補助金交付申請に係る検査結果について（通知）

年 月 日付け第 号で（申請者）より申請のあった造林事業補助金交付申請書に係る検査結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 検査結果 合・否
2. 添付資料 補助金検査調書（写）